

＜報告事項 3＞

「令和 6 年度名古屋市子どもの権利相談室
「なごもっか」活動報告書」について

令和 6 年度名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書について

1 趣旨

名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 19 条の規定に基づき、令和 6 年度における、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の相談等の状況や、子どもの権利に関する普及啓発といった活動についてまとめた報告書を作成しましたので、お知らせいたします。

2 報告書の概要

<相談の状況等>

- 初回相談件数は 434 件（前年比 4%増）、延べ対応件数は 3,600 件（前年比 23%増）
- 初回相談のうち主訴別件数の多い順は、
子ども①「対人関係」②「家族関係」③「教職員の対応」
大人①「教職員の対応」②「対人関係」③「子育ての悩み」
- 調査、調整を行った結果、令和 6 年度に権利侵害の状況が解消されたため終了した主なケースについて、経緯等を掲載
 - ・私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て
 - ・私立学校における懲戒手続に関する発意（※）
 - ・学校教育における外国につながる子どもの権利保障についての発意（※）「発意」については参考資料参照
- 相談から見えてきた課題として、「教員による不適切と思われる対応」等の継続的な課題とともに、開設以来 5 年間の相談活動実績を振り返り「子どもの声を聴く難しさ」について掲載

<子どもの権利に関する普及啓発>

- 子どもと一緒に作成した PR 動画やマンガ等を活用した広報を実施

<その他>

- 開設 5 周年にあたり、擁護委員が 5 年間の歩みを振り返るとともにこの先の展望等について語り合う座談会の模様を掲載

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画課分室
T E L : 211-8071 / F A X : 211-8072

※（参考）名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について

（１）趣旨

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する第三者機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を設置（根拠規程：名古屋市子どもの権利擁護委員条例）

子どもの権利相談室「なごもっか」は、擁護委員の活動を補助するための相談室として、令和２年１月１４日に開設

（２）相談受付方法

- ・電話 子ども用 ０１２０－８７４－９９４（はなしきくよ）
 大人用 ０５２－２１１－８６４０
- ・FAX、手紙
- ・面談（初めて相談する子どもに限り LINE からの面談予約が可能）

（３）相談できる曜日と時間（相談受付は、閉所時間の 30 分前まで）

月曜日：午前 11 時～午後 7 時
火・木・金曜日：午前 11 時～午後 9 時
土曜日：午前 11 時～午後 5 時

（４）所在地

名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号 NHK名古屋放送センタービル 6 階

（５）体制（令和 7 年 7 月 1 日現在）

- ・子どもの権利擁護委員 5 名（学識経験者、弁護士）
- ・調査相談員 13 名（社会福祉士、公認心理師等）
- ・専門調査員 8 名（学識経験者、弁護士）
- ・子どもの権利擁護機関参与 1 名（学識経験者）
- ・事務局 3 名（子ども未来企画課分室）

マスコットキャラクター
「なごもん」

